

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 4 年 3 月 会 議
追 加 議 案 説 明 資 料

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第16条 略 <u>(調整手当及びこれに相当する報酬)</u> <u>第16条の2 調整手当(パートタイム会計年度任用職員にあつては、調整手当に相当する報酬をいう。以下同じ。)は、保育及び放課後児童支援業務に従事する規則で定める会計年度任用職員に支給する。</u> <u>2 調整手当の月額、第4条の規定に基づき支給される給料及び報酬に相当する規則で定める基準額に100分の3を乗じて得た額とする。</u> 第17条～第22条 略	第1条～第16条 略 第17条～第22条 略